

## IV 監視指導などの実施体制

### I 実施機関

監視指導計画に基づき、18区の福祉保健センター及び医療局の関連部署がそれぞれの業務を実施します。

食中毒・感染症などの広域的で緊急的な事案では、関連部署が連携して迅速に対応し、健康被害の拡大防止を図ります。

機関名	主な業務内容	
各区福祉保健センター 生活衛生課（18区）	各区の食品等取扱施設の監視指導及び抜取検査 食中毒調査、区民からの相談受付	
医療局 健康安全部	食品衛生課	事業計画、調整、普及啓発及び意見交換、監視指導及び抜取検査（食品専門監視班、食品表示担当）※
	健康安全課	食中毒・感染症に係る調査、調整
	中央卸売市場 本場食品衛生検査所	本場市場及び南部市場物流エリアの監視指導、食品検査
	食肉衛生検査所	食肉市場及び食鳥処理場の監視指導、食品検査
医療局	衛生研究所	試験検査及び調査研究、検査の信頼性確保に関する業務

※食品衛生課における監視指導等について

- ・食品専門監視班

大規模な食品製造施設を中心とした立入点検や抜取検査、大規模イベント開催時の食品衛生対策などを行っています。

- ・食品表示担当

食品の適正表示推進のため、品質事項（原産地表示など）の監視指導や保健事項（栄養成分表示など）に関する検査、食品表示に関する知識の普及啓発及び情報提供を行っています。

### 2 食品衛生業務担当者の研修

食品衛生監視員の監視指導スキル向上のため、業務研修を実施するとともに、国立保健医療科学院短期研修や厚生労働省主催の講習会などに参加し、食品衛生監視員の資質向上に努めます。

【用語解説】(p.16)

・食品衛生監視員